

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業（サービス A）重要事項説明書

＜令和7年5月1日現在＞

当施設はご利用者に対して第1号通所事業サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 美 鈴 会
主たる事務所の所在地	〒362-0073 上尾市浅間台2-17-1
代表者（職名・氏名）	理事長 鈴 木 茂
設 立 年 月 日	平成13年12月17日
電 話 番 号	048-777-1001

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンター パストーン浅間台	
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業（サービス A・C）	
事 業 所 の 所 在 地	〒362-0073 上尾市浅間台2-17-1	
電 話 番 号	048-777-1001	
指定年月日・事業所番号	平成29年4月1日指定	1171600610
実施単位・利用定員	1単位	定員 27人
管 理 者 の 氏 名	米 岡 光 子	
通常の事業の実施地域	上尾市 ・ 桶川市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活機能を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指します。生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（サービス A）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に、通って頂き、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世

話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです

5. 営業日時

営 業 日	① サービスA7（はつらつサロン・ゆうゆうサロン） ② サービスA6（独自・定率）（通常デイ） 月曜日 ～ 土曜日 除く 年末年始（12月31日から1月3日）		
営業時間	午前9時00分 ～ 午後6時00分		
サービス 提供時間	① 午前10時30分 ～ 午後12時00分 午後 1時30分 ～ 午後 3時00分	② 午前 9時30分 ～ 午後16時30分	

6. 事業所の職員体制

職 種	計	業 務 内 容		
		常 勤	非常勤	
管 理 者	1 名	1 名		サービス管理全般
生 活 相 談 員	2 名	2 名		利用者、家族の相談等
介 護 職 員	3 名	1 名	2 名	日常生活上の介護等
看 護 職 員	2 名	1 名	1 名	健康管理・医療業務・介護等
健康運動指導士	2 名		2 名	機能衰退防止訓練
事 務 職 員	1 名		1 名	一般事務・料金請求等
そ の 他 職 員	4 名		4 名	介護援助・運転手等

7. 事業所の設備の内容

設備の種類	室 数	設備の種類	室 数	備 考
はつらつホール	1 室 111.4 m ²	浴 室	1 室	一 般 浴 槽 特 殊 浴 槽
機 能 訓 練 室	1 室			
静 養 室	1 室	送 迎 車	8 台	マイクロバス ワゴン車
相 談 室	2 室			

8. 利用料金

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払いいただきます。なお、基本サービス費及び加算の自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載した割合を適用致します。 但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

(1) 基本料金

① サービスA7 (はつらつサロン・ゆうゆうサロン (1回当たり))

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価10.27円を適用します。

	基本利用料 (1回当たり)	自 己 負 担 額		
		1 割	2 割	3 割
要支援 1 要支援 2 事業対象者	3,840 円	384 円	768 円	1,152 円

② サービスA6 (独自・定率) (1回当たり)

当事業所は、地域区分6級地・地区別単価10.27円を適用します。

	基本利用料 (1回当たり)	自 己 負 担 額		
		1 割	2 割	3 割
要支援 1 要支援 2 事業対象者	4,590 円	459 円	918 円	1,377 円

(2) その他の費用

項 目	内 容
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる費用、特別な企画に関する費用等、利用者負担が適当と認められるもの。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。【連絡先 : 048-777-1001】

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日にご連絡をいただいた場合	無 料
利用予定日の当日にご連絡をいただいた場合	利用者負担金の50%の額

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、毎月10日までに前月分をご請求しますので、当月20日までにお支払いください。

その際、領収書を発行いたします。

9 身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する等の緊急やむを得ない理由で行動を制限する場合には、利用者及びその家族等に身体拘束の内容、目的、時間及び期間等について、十分に説明を行い理解した上で同意を得ます。その際の利用者の心理状況、やむを得ない理由及び経過について記録します。

10 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます虐待防止に関する担当者を選定します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対して、虐待の防止するための定期的な研修を実施します。

11 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 業務継続計画策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 ハラスメント行為の禁止

ハラスメントは、個人の尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為です。

事業者と利用者及びその家族等がお互いに信頼しあい、ハラスメントのない健全な職場環境を整えるために、次のような行為を禁止します。なお、下記の記載は例示であり、これらに限るという趣旨ではありません。

- (1) 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）
身体的な力を使って危害を及ぼす行為
（例）物を投げる、叩かれる、蹴られる、唾を吐く等
- (2) 精神的暴力
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
（例）大声を発する、怒鳴る、特定の職員に嫌がらせをする、
理不尽な要求をする等
- (3) セクシュアルハラスメント
意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的嫌がらせ行為
（例）必要もなく手や腕を触る、抱きしめる、入浴介助中あからさまに性的
な話をする等

1 4 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関の名称				
	医 師 名				
	所 在 地				
	電 話 番 号				
緊急連絡先	1	氏名・（続柄）		（ ）	
		住 所			
		電話番号	自宅 携帯	— —	— —
	2	氏名・（続柄）		（ ）	
		住 所			
		電話番号	自宅 携帯	— —	— —

1 5. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生したときは、下記のとおり迅速かつ適切な対応により円滑、円満な解決に努めます。

- (1) サービスの提供により、利用者に対する事故が発生した場合には、速やかに、利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事故が生じた際には、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講じます。

16 サービス提供に関する相談、要望、苦情等窓口

(1) 当センターのお客様相談・苦情担当

(相談担当者) 瀧 初枝・ 三戸 美香
(電話番号) 048-777-1001
(受付時間) 9:00 ~ 18:00
(除く 日曜日及び12/31~1/3)

(2) 苦情対応委員会第三者委員

友 光 敬 治	電話	048-773-5098
野 崎 哲 男	電話	048-781-1178

(3) 行政機関その他の受付機関

当センター以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

上尾市健康福祉部高齢介護課	電話	048-775-6473
桶川市健康推進部高齢介護課	電話	048-788-4940
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	電話	048-824-2568
埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター	電話	048-822-124

17 サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出下さい。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスができなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

18 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事業所の非常災害に関する具体的計画として非常時対応マニュアルを策定しております。

19 福祉サービス等第三者評価の実施の有無

私どもの事業所では、第三者機関による評価は受けておりません。

令和 年 月 日

第1号通所事業（サービスA）の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	上尾市浅間台2丁目17番地1
	事業者	社会福祉法人 美鈴会
	事業所	デイサービスセンターパストーン浅間台
	説明者	㊞

私は、契約書及び本書面により、事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏 名㊞

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

氏 名㊞

（利用者との関係）